



薬剤師資格証について

厚生労働省補助事業 保健医療福祉分野の公開鍵基盤HPKIセミナー

日本薬剤師会 医薬情報管理部
河野 行満

2023/03/04

本日の話の流れ



1. 薬剤師資格証のこれまで
2. 薬剤師資格証の現状
3. 薬剤師資格証のこれから



- 1. 薬剤師資格証のこれまで**
2. 薬剤師資格証の現状
3. 薬剤師資格証のこれから



薬剤師資格証の発行に至るまで

- ▼当初は電子証明書のみを発行を準備
- 2006：前年の厚労省CP策定を受け、薬剤師HPKI認証局の構築に向けた検討を開始



薬剤師資格証の発行に至るまで

- ▼当初は電子証明書のみを発行を準備
- 2006：前年の厚労省CP策定を受け、薬剤師HPKI認証局の構築に向けた検討を開始
- 2012：厚労省「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」における処方箋の電磁的な交付を検証するために、薬剤師HPKI認証局（仮運用）を立ち上げ、実証事業用に薬剤師電子証明書（仮）を発行



薬剤師資格証の発行に至るまで

- ▼当初は電子証明書のみを発行を準備
 - 2006：前年の厚労省CP策定を受け、薬剤師HPKI認証局の構築に向けた検討を開始
 - 2012：厚労省「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」における処方箋の電磁的な交付を検証するために、薬剤師HPKI認証局（仮運用）を立ち上げ、実証事業用に薬剤師電子証明書（仮）を発行
- ▼薬剤師資格証の発行にシフト
 - 2014：前年の医師資格証発行に呼応し、薬剤師資格証発行に関する検討を開始。発行運用等を見直し。
 - 2016/4：厚労省より「日本薬剤師会認証局」の承認
 - 2017/3：本会役員への発行開始

薬剤師資格証



薬剤師資格証のサンプル

- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり

薬剤師資格証



薬剤師資格証のサンプル

- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり



「薬剤師」であることを券面でも電子署名でも証明できるもの

薬剤師資格証とマイナンバーカードの電子署名の違い



	HPKI署名 (薬剤師資格証の電子署名)	JPKI署名 (マイナンバーカードの電子署名)
券面		
証明	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師資格証のICチップ内の電子証明書 薬剤師である個人が電子署名したことがわかる。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書 電子署名で、個人が署名したことはわかるが、薬剤師であるかはわからない。
防止否認	<ul style="list-style-type: none"> 本人は薬剤師としてパスワードを入力して電子署名するので、薬剤師として実施した行為であることを否認できない 	<ul style="list-style-type: none"> 本人は個人としてパスワードを入力して電子署名するので、(資格とは関係なく)個人として実施した行為であることを否認できない。
検署名	<ul style="list-style-type: none"> 既存のHPKIの基盤を利用して、薬局等で確認できる(電子処方箋なら医師のHPKI署名であることを確認できる) 	<ul style="list-style-type: none"> 相手個人のJPKI署名の検証は、JPKIの署名検証サービスを運用している会社と契約すれば可能。 JPKIと医療資格を結びつけたインフラはないので、薬局等で医療資格は確認できない。
根拠	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省において基盤の設置要件等を策定(法には定められていない) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

他の電子署名との違い



電子署名サービス事業者による本人確認及び資格確認の全体像

	改定前		改定後	
	本人確認	資格確認	本人確認	資格確認
HPKI	HPKI認証局のポリシーにより規定			
認定 認証事業者 (内閣総理大臣及び 法務大臣が認定。 現在10社が認定。)	電子署名法施行 規則第5条第1項 又は第2項を満 たすため OK	特 段 の 記 載 な し	電子署名法 施行規則第5 条第1項又は 第2項を満た すため OK	<p>事業者による資格確認は、</p> <p>①利用者からHPKIを用いた電子署名の提供を受けること</p> <p>②利用者から国家資格免許証等の原本又はコピー等の持参、郵送又は送信を受けること (コピー等：紙の場合はコピーに実印と印鑑登録証明書。電子の場合はスキャンに電子署名法施行規則第5条第1項及び第2項を満たす電子署名)</p> <p>③利用者から電子的に国家資格等情報と連携して提示できる仕組みを用いて提示を受けること</p> <p>④医療機関から利用者の資格保有の事実の立証を受けること</p> <p>のいずれかとともに、</p> <p>①～④について外部評価が必要</p> <p>※①～④のいずれかによって資格確認を行った後、利用可能となった当該電子署名を利用者が他の事業者へ提供した場合、提供を受けた事業者が別途資格の確認を行う必要はない。(この場合でも外部評価は必要)</p>
認証事業者	認定認証事業者 と同等の厳密さ で本人確認を行 えば OK		電子署名法施 行規則第5条第 1項又は第2項 を満たすかど うか、第三者 による外部評 価が必要	
サービス 提供事業者 (立会人型署名)	特段の記載なし			
公的個人認証 サービス	OK		OK	

薬剤師資格証発行に対する基本的な考え方

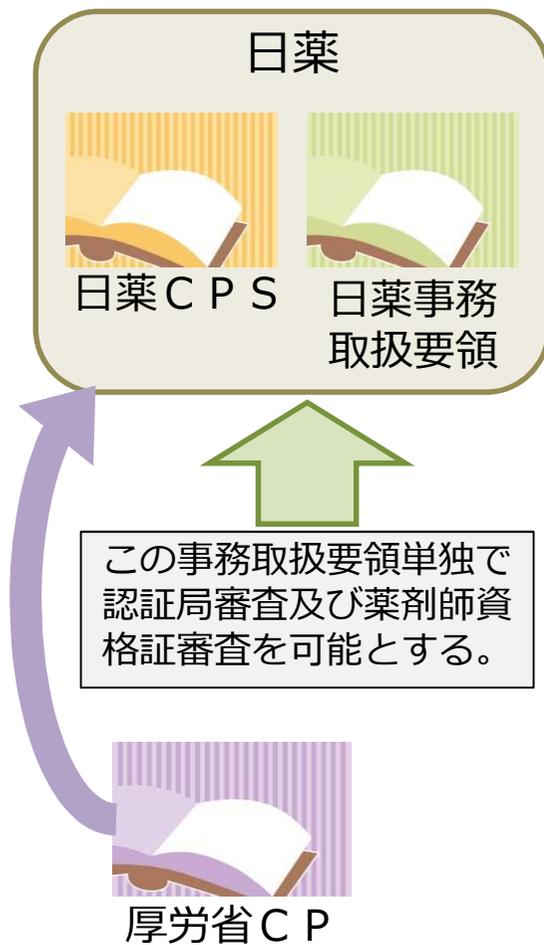


■ 基本的な考え方

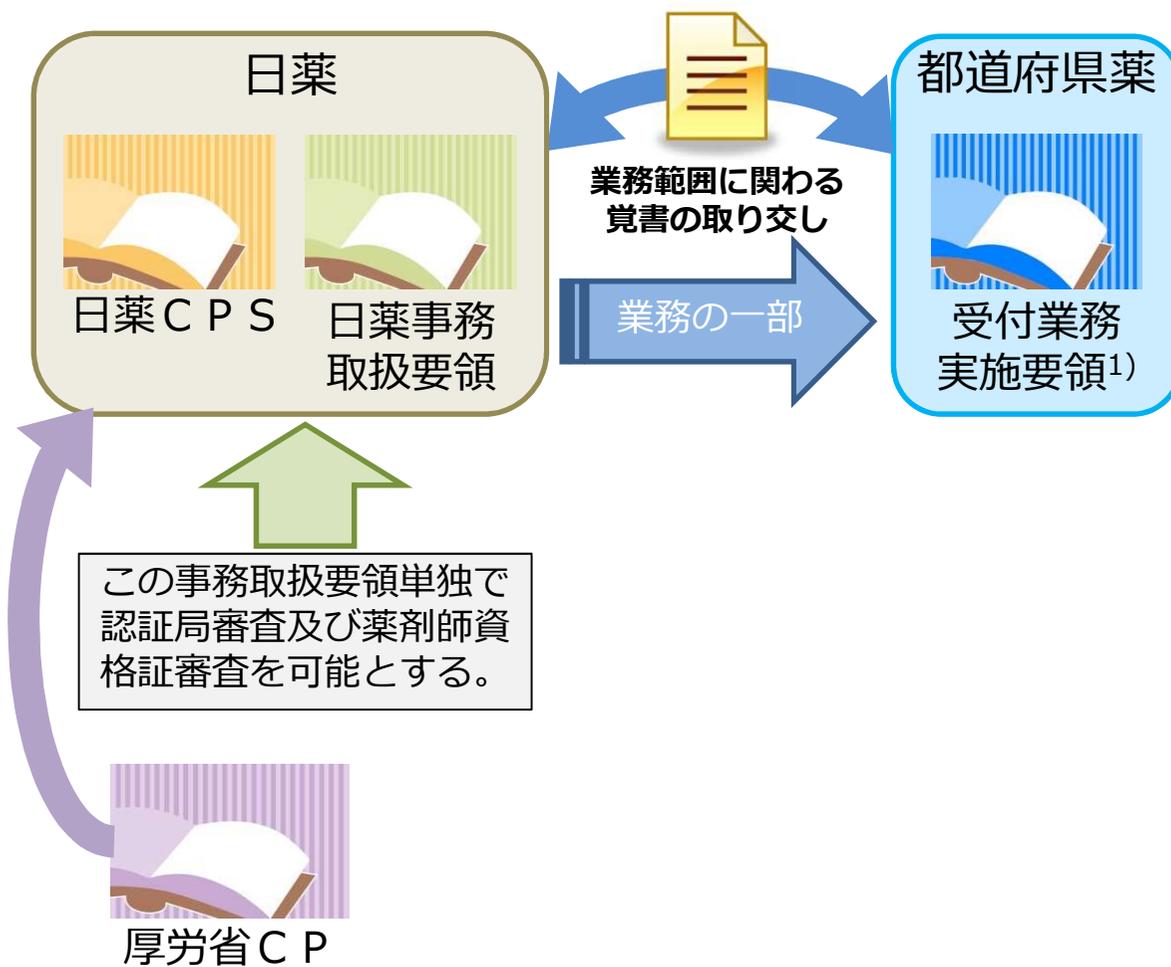
- 「薬剤師資格証」とは、所持する人が薬剤師であることを証明する「物」とすると同時に、内蔵するICチップに電子的なH P K I（保健医療福祉分野公開鍵基盤）証明書を内包し、電子署名等にも利用できる物である。
- 電子署名は、電子処方箋への署名（電子署名）に必須である。また、「物」としては、大規模災害時等に薬剤師資格を示すこと等が可能と考えられる。
- そのため、**信頼性を担保し、「偽」薬剤師に発行しないために、申請受付には、対面での本人確認・資格確認作業が必須である。**
 - ✓ 薬剤師免許証の「すかし」や、裏書きの確認には対面が必須
 - ✓ 顔写真と本人の同等性を確保するためにも対面が必須
- 都道府県薬との連携**（日薬だけの運用は難しい）。
 - ✓ 一部業務を地区薬剤師会等に再委託できる仕組みを導入



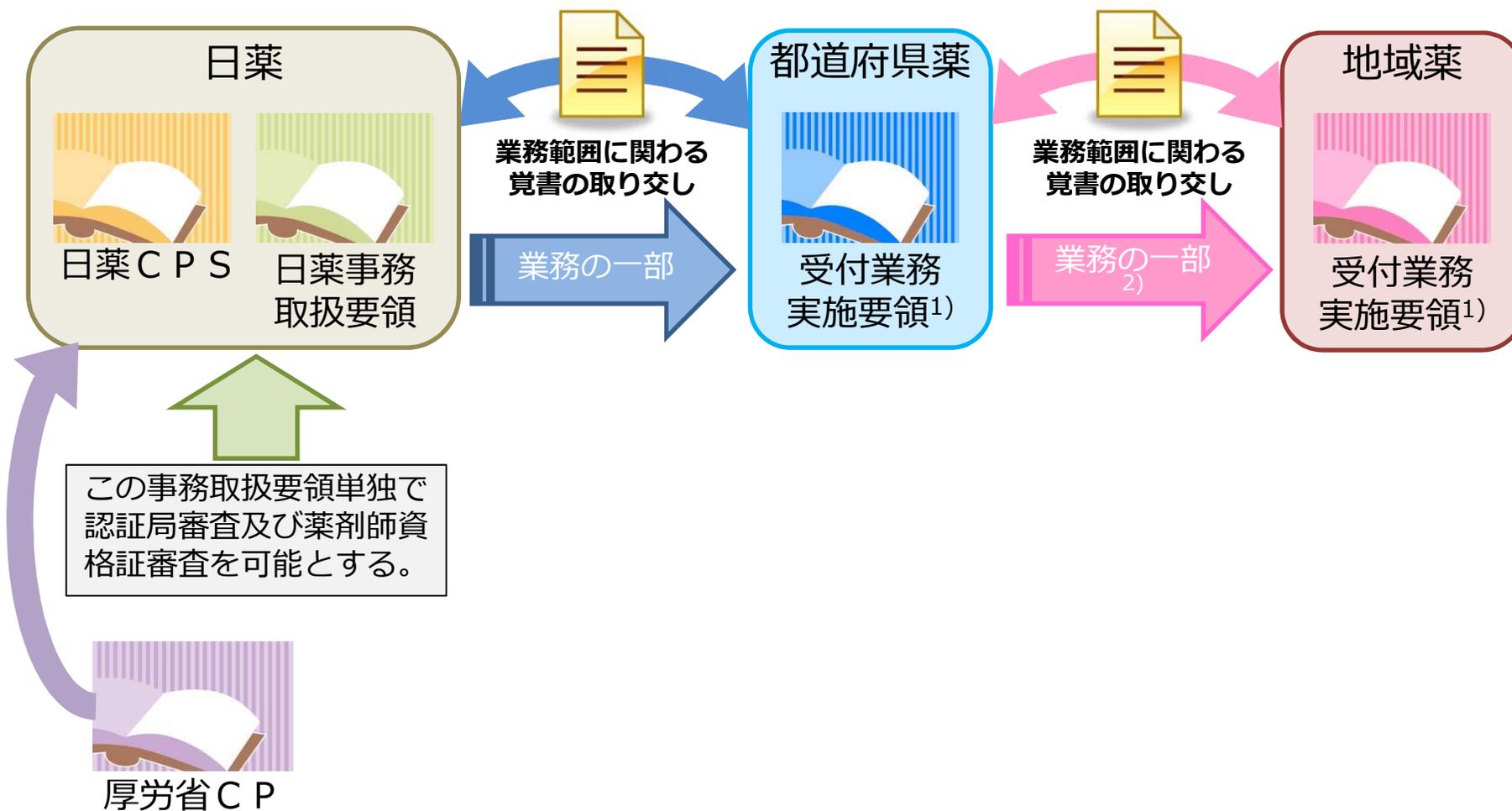
日薬と都道府県薬（地域薬剤師会）等の連携



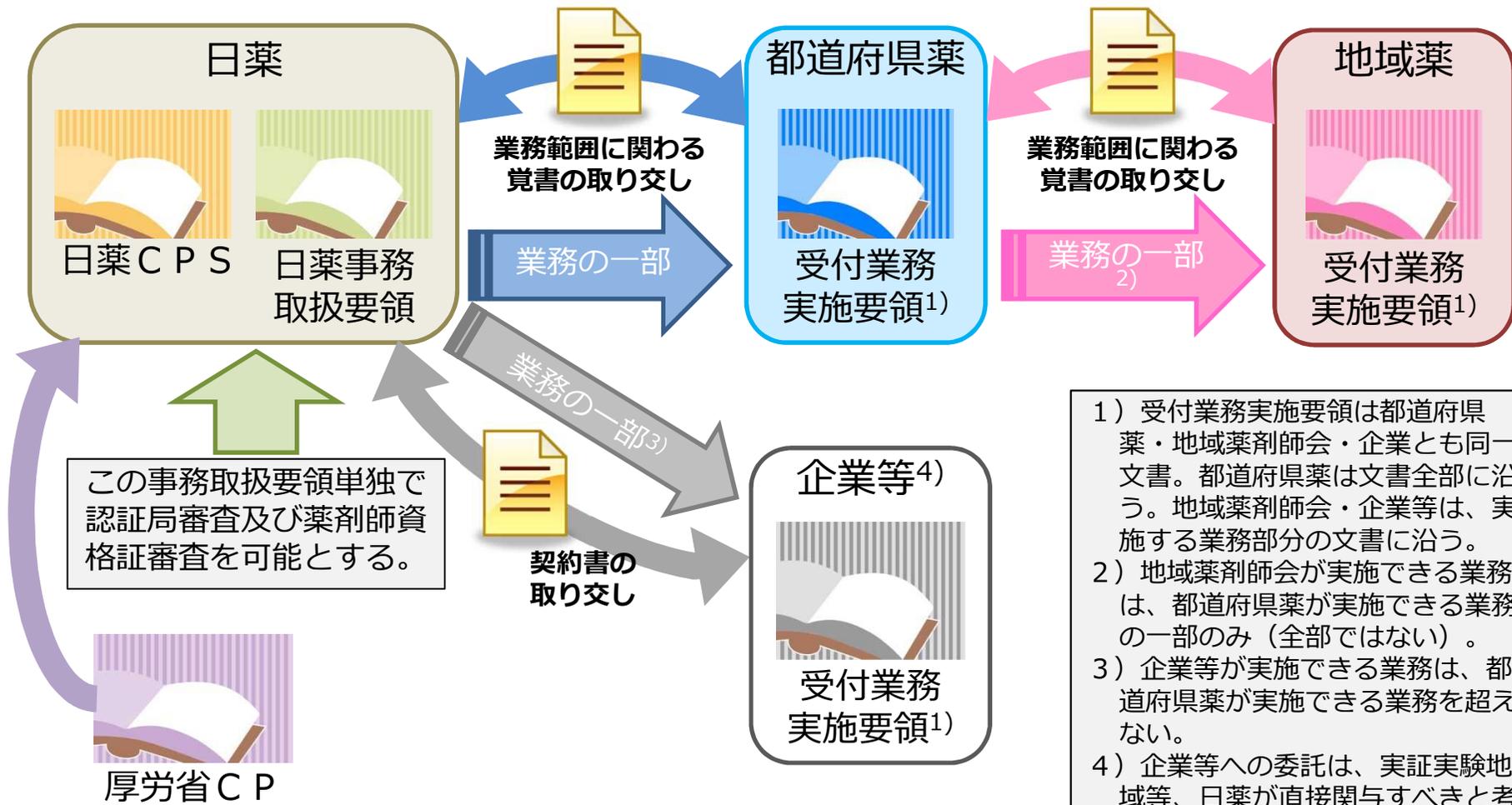
日薬と都道府県薬（地域薬剤師会）等の連携



日薬と都道府県薬（地域薬剤師会）等の連携



日薬と都道府県薬（地域薬剤師会）等の連携



- 1) 受付業務実施要領は都道府県薬・地域薬剤師会・企業とも同一文書。都道府県薬は文書全部に沿う。地域薬剤師会・企業等は、実施する業務部分の文書に沿う。
- 2) 地域薬剤師会が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務の一部のみ（全部ではない）。
- 3) 企業等が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務を超えない。
- 4) 企業等への委託は、実証実験地域等、日薬が直接関与すべきと考えられる場合を想定。



1. 薬剤師資格証のこれまで

2. 薬剤師資格証の現状

3. 薬剤師資格証のこれから



1. 薬剤師資格証のこれまで
- 2. 薬剤師資格証の現状**
3. 薬剤師資格証のこれから

薬剤師資格証 発行の状況 (昨年のセミナー時)



2015	・ HPKI認証局の構築 <u>H28.3 厚労省準拠性審査</u>	準備
2016	・ 薬剤師資格証発行体制の確立 <u>H28.4 設置承認</u>	4枚発行
2017	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知	累計46枚
2018	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	累計90枚
2019	・ 本格的発行の開始	累計約350枚
2020	・ 発行の継続	累計約650枚
2021	・ 発行の継続	累計約950枚

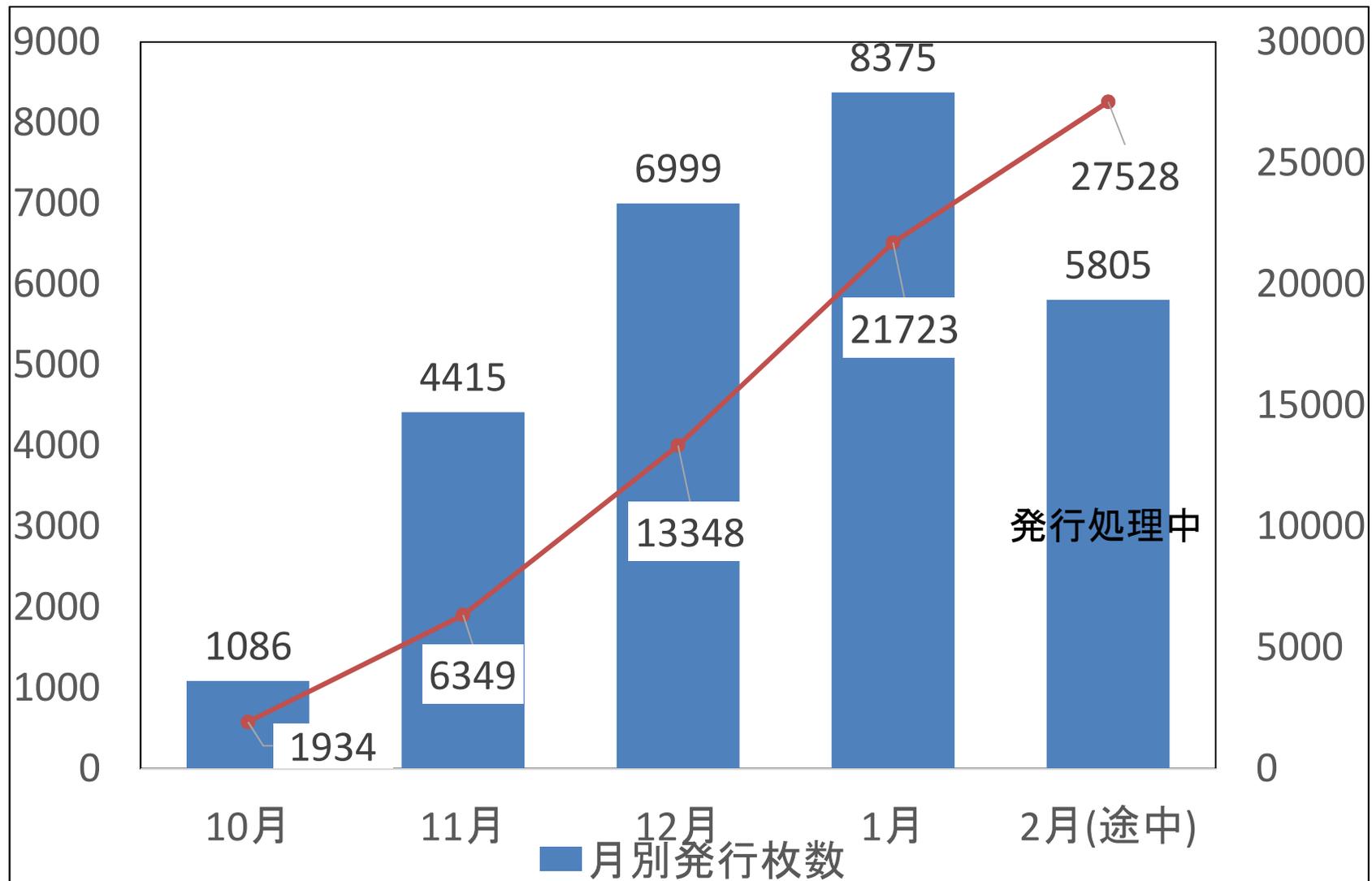
薬剤師資格証 発行の状況 (いきなり増えました)



2015	・ HPKI認証局の構築 <u>H28.3 厚労省準拠性審査</u>	準備
2016	・ 薬剤師資格証発行体制の確立 <u>H28.4 設置承認</u>	4枚発行
2017	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知	累計46枚
2018	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	累計90枚
2019	・ 本格的発行の開始	累計約350枚
2020	・ 発行の継続	累計約650枚
2021	・ 発行の継続	累計約950枚
2022 ~	・ 電子処方箋運用開始を念頭に置いた大量発行	累計2.1万枚

この他に発行処理中が約1.2万枚あります。

発行処理済件数



この他に発行処理中が約6千枚あります。

電子処方箋運用開始に鑑みた発行計画の策定



R4/7/27公表資料

・発行目標

R5/3末には、全ての薬局（6万1千薬局）において管理薬剤師を含む1～2名の薬剤師が薬剤師資格証（HPKI）を利用できるようにする。

		発行枚数 現在:1,000枚
導入期	都道府県薬・地域薬剤師会の担当役員等の薬局で、オン資システムが稼働している薬局の管理薬剤師への発行により、今後の発行を円滑に進める体制構築（R4/10～目途）	8,000枚 (累計:9,000枚)
普及期Ⅰ	6万1千薬局の管理薬剤師への発行 (R4/10下旬～R5/1月上旬目途)	52,000枚 (累計:61,000枚)
普及期Ⅱ	2人目の薬剤師への発行 (R5/1中旬～R5/3末目途)	61,000枚 (累計:122,000枚)
拡張期	薬局に従事する他の薬剤師への発行 (R5/4～目途)	必要数 (累計:最大約18万枚)

※カード現物が不足の際にはセカンド証明書を先に発行し、後日薬剤師資格証（HPKIカード）を発行する分を含む

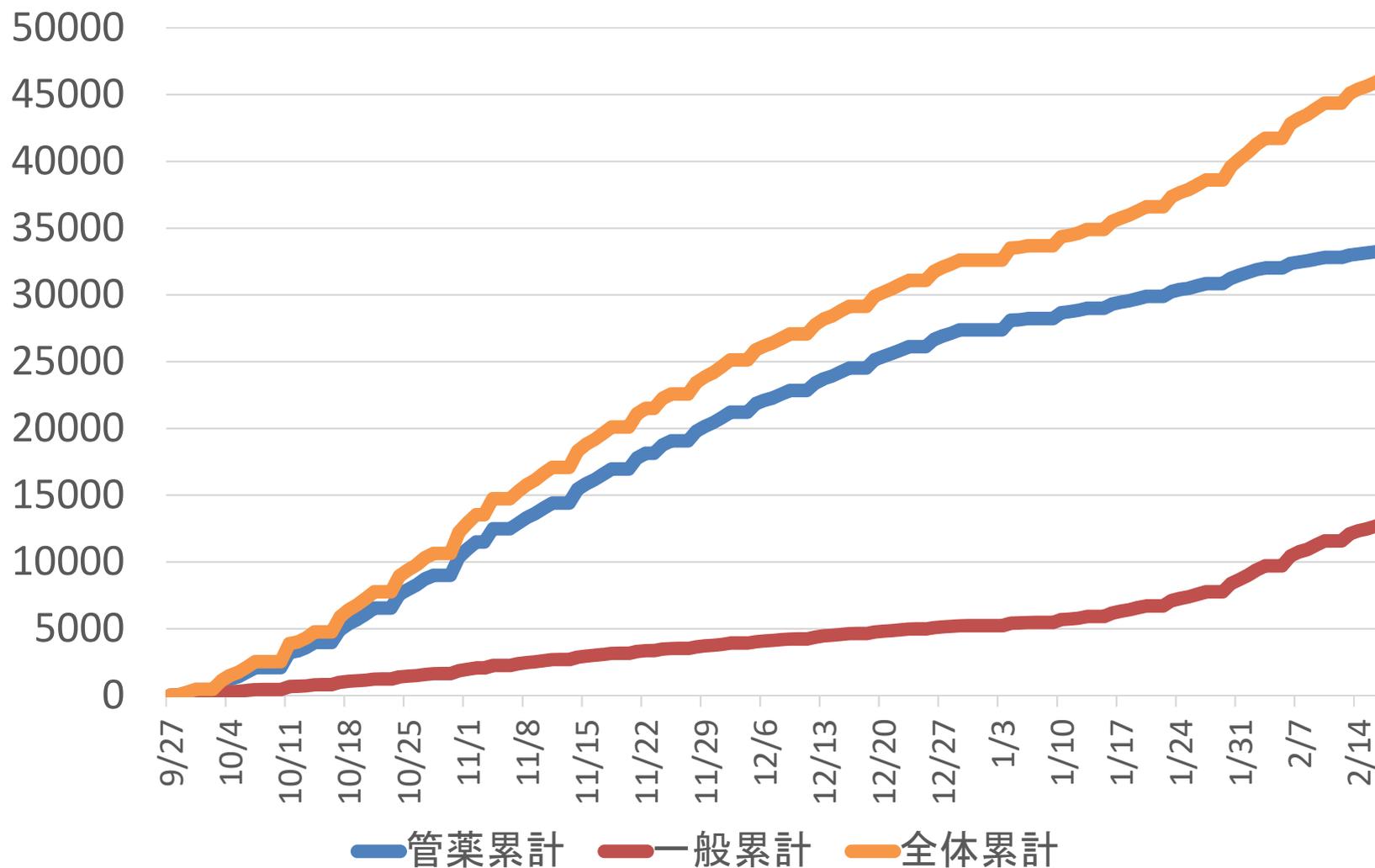


発行計画立案時の前提

- 申請数：2万件/月
- 審査業務：34名（外注）
- 発行業務：8名（外注）
- 発送業務：4～6名（外注）

申請区分ごとの郵便到着累計（再掲）

申請区分ごとの郵便到着累計

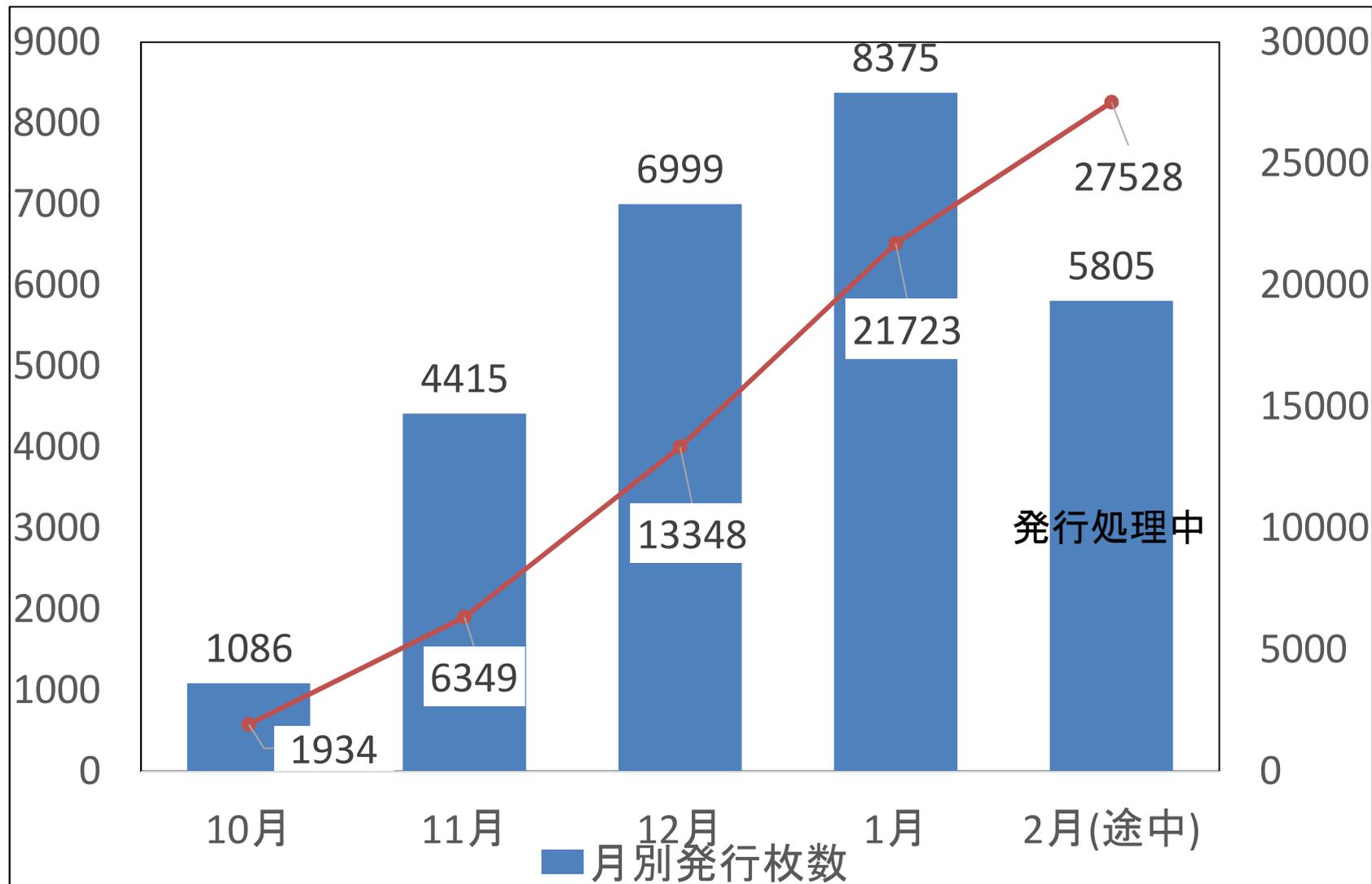


現状の発行体制



- 計画立案時の前提 ⇒ 現状
- 申請数: 2万件/月 ⇒ 1万件/月
- 審査業務: 34名(外注) ⇒ 22名(外注)
- 発行業務: 8名(外注) ⇒ 6名(外注)
- 発送業務: 4~6名(外注) ⇒ 2~4名(外注)

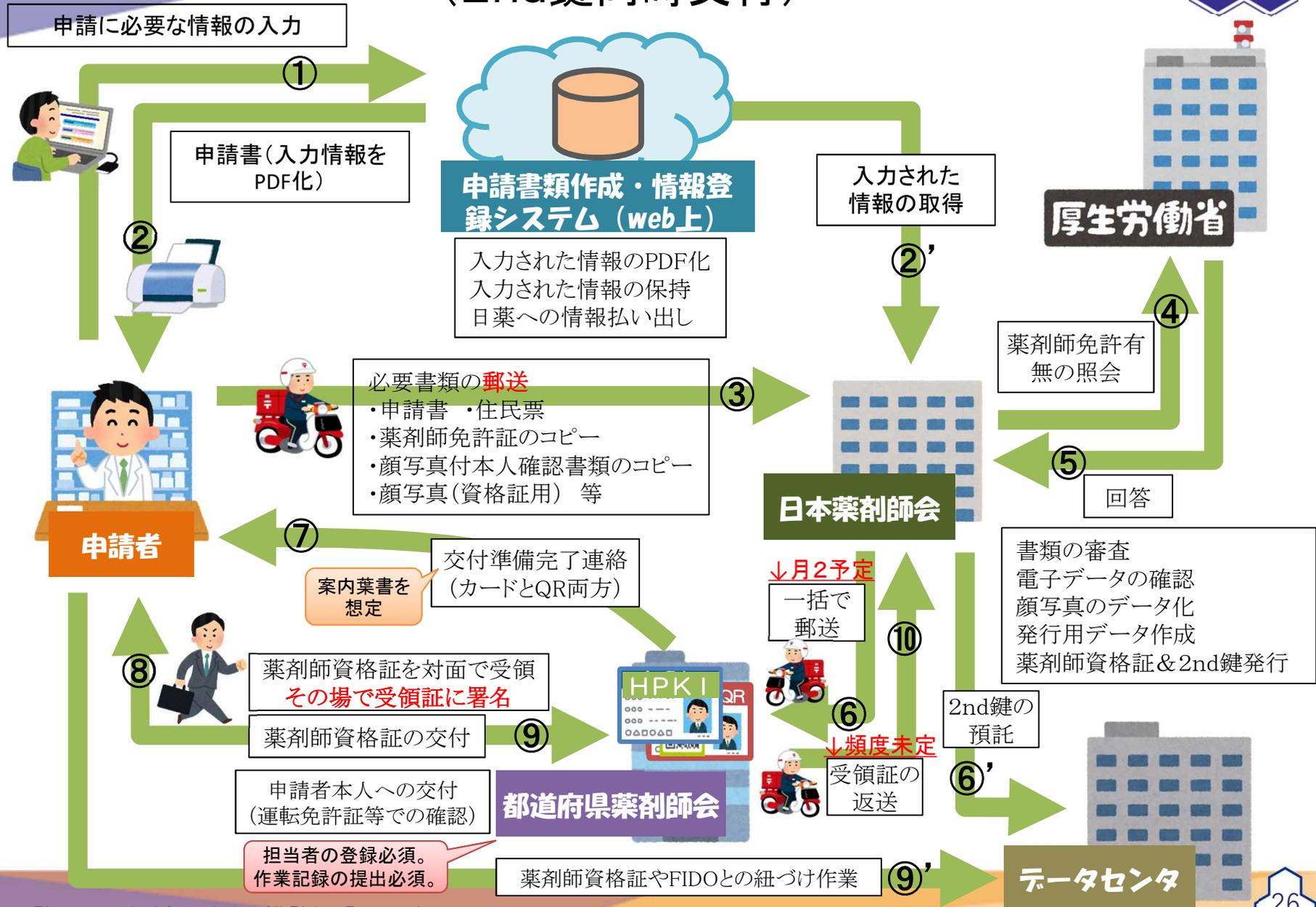
発行処理済件数（再掲）



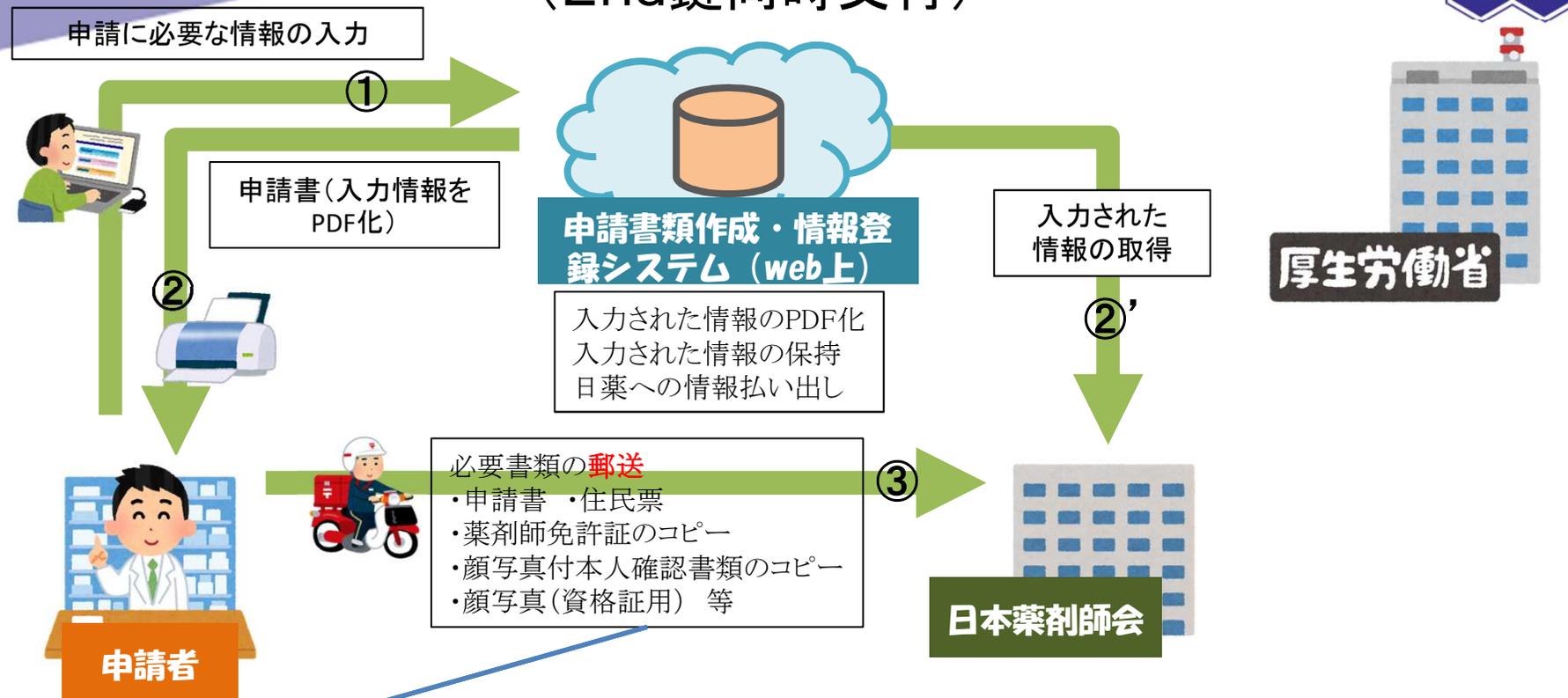
発行処理中

この他に発行処理中が約6千枚あります。

薬剤師資格証発行新フロー概略図 (2nd鍵同時交付)



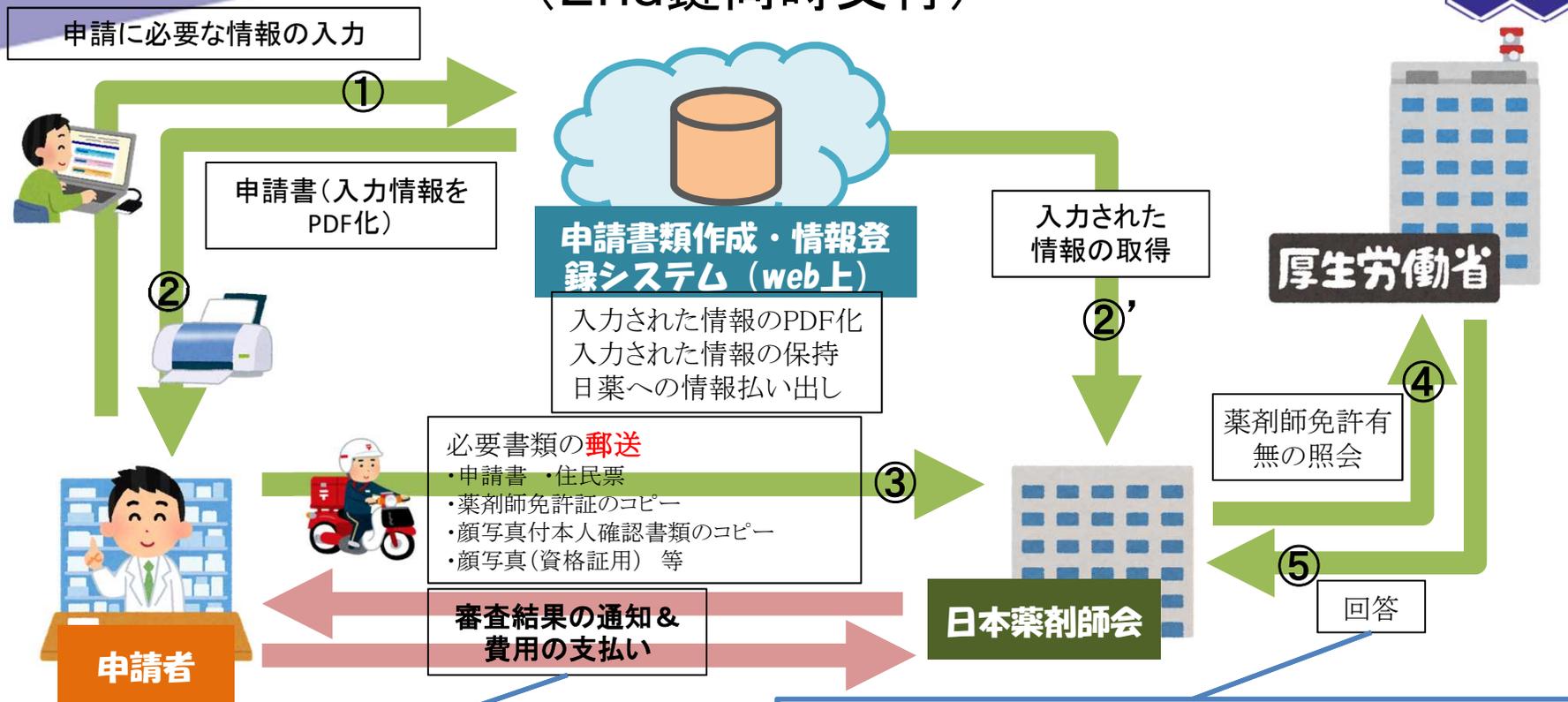
薬剤師資格証発行新フロー概略図 (2nd鍵同時交付)



- 申請の1割に何らかの不備あり
 - 過去の申請では0.3%程度(約30倍!)
- 顔写真の不備が最多
 - サイズが合っていない
 - 目に髪がかかる
 - メガネフレームが目にかかる
 - スナップ写真が送付される
 - 普通紙にインクジェットプリンタで荒い印刷

- 多彩な不備
 - 薬剤師免許証の複写の代わりに卒業証書
 - 署名・暗証番号がない
 - 必要書類が揃っていない
- 送付先の間違い
 - 管理薬剤師とその他薬剤師で申請先を分けていたが、間違えた郵送が多発。
 - その他薬剤師係宛申請書の1割が管理薬剤師

薬剤師資格証発行新フロー概略図 (2nd鍵同時交付)



- **メールの不達、費用の未払い**
 - 全体の約10%
 - 審査結果メールが申請者に届かない。
 - アドレス変更
 - スпам判定
 - 見ていない
 - 費用の支払いが行われない。

- **薬剤師名簿との不一致**
 - 一部ですが、ややこしいケースが多く、対応に時間がかかる。
 - 例: 離婚して旧姓に戻ったが、薬剤師名簿は婚姻時の姓、ただ、申請は手元にあった婚姻前の姓の古い薬剤師免許証



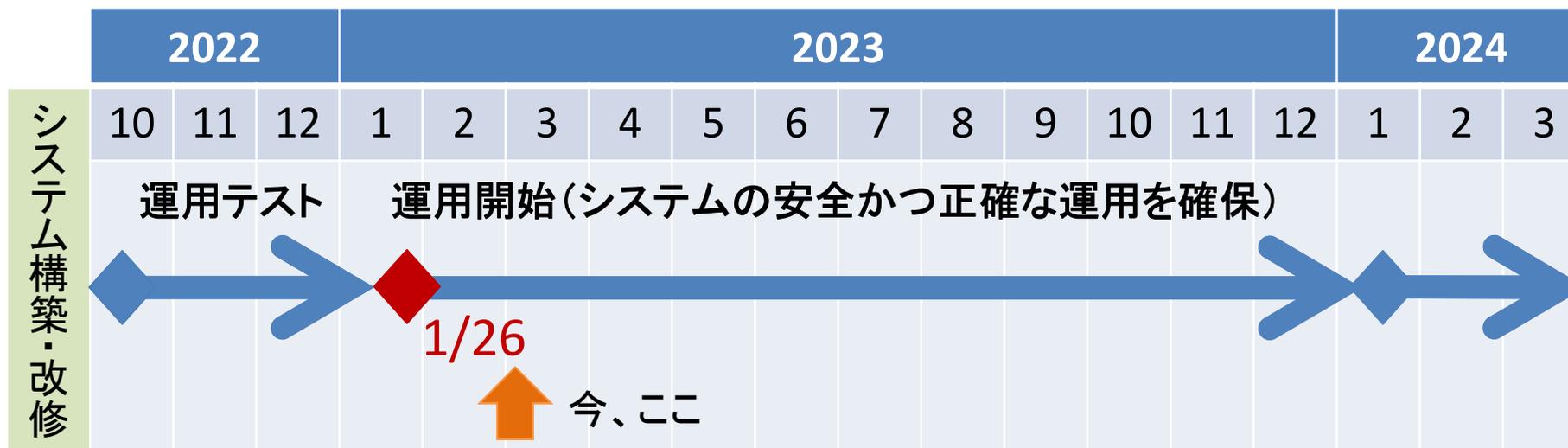
1. 薬剤師資格証のこれまで
- 2. 薬剤師資格証の現状**
3. 薬剤師資格証のこれから



1. 薬剤師資格証のこれまで
2. 薬剤師資格証の現状
- 3. 薬剤師資格証のこれから**



電子処方箋の本格運用はこれから



2022/3/4 第8回健康・医療・介護情報利活用検討会 資料 (抜粋並びに一部改変)

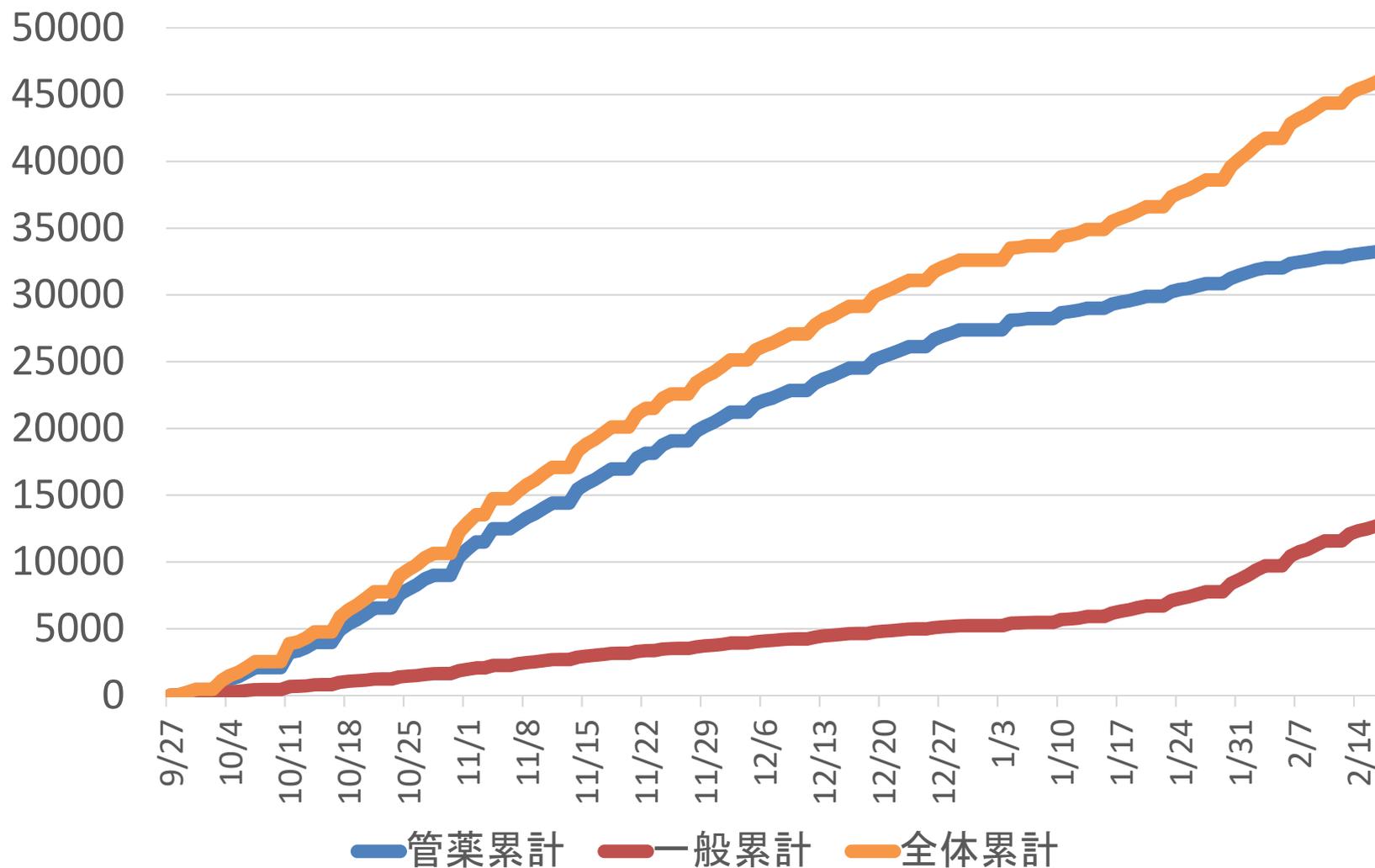
電子処方箋の導入状況について

- 電子処方箋は**全国684施設** (2/19時点) で運用開始。
(病院6, 医科診療所38, 歯科診療所8, 薬局632)
システム・運用面で、これまで大きなトラブルは出ていない。
- システム改修の事前申請をした施設数は**40,412施設** (2/19時点)
(病院930, 医科診療所15,580, 歯科診療所8,754, 薬局15,148)
- HPKIカードの発行枚数は**約4.4万枚** (1月末時点)
※そのうち、昨年10月から1月末までの発行枚数は約1.8万枚

2023/2/27 第1回電子処方箋推進協議会 資料 (抜粋並びに一部改変)

申請区分ごとの郵便到着累計（再掲）

申請区分ごとの郵便到着累計





今後も必要な地道な取り組み

- 電子処方箋に関する取り組み（国の取組）
- 各種資材の作成（本会の取組）
 - 都道府県薬受付対応マニュアル、DVD等（作成済）
 - 会員向け啓発資材（検討中）
- 利用シーン拡大のための検討（本会の取組）
 - 非接触読み取りとその利用
 - 読み出し用プログラムの開発
 - 研修会での出欠記録
 - 認証用電子証明書の利用
 - システムドライバの開発
 - レセコンや電子薬歴システム等へのログイン等々



国の取り組み（電子処方箋関連）

普及拡大に向けた具体的な進め方（案）

第1フェーズ（現在～）

- 国民が電子処方箋の利用可能な地域を全国的に確保。
 - ・ 導入意欲の高い医療機関・薬局が多い地域を中心に普及拡大を図ってはどうか
 - ・ 並行して、公的病院での早期導入も要請（公的病院を起点に面的に拡張）
- 電子処方箋のメリットについて周知広報
- 令和4年度補正予算（例：HPKI補助22億円）や令和5年度予算案（例：令和5年度分のシステム改修補助率を引き上げ）を活用した早期導入の呼びかけ



第2フェーズ（本年9月以降（オンライン資格確認等システム経過措置終了後）～）

- システムベンダの改修余力が出てくるタイミングで、全国での普及拡大を加速化
- 電子処方箋の機能拡充を図り、利便性の向上を図る
- 普及導入加速化のための更なる方策検討



第3フェーズ（～2025年3月末）

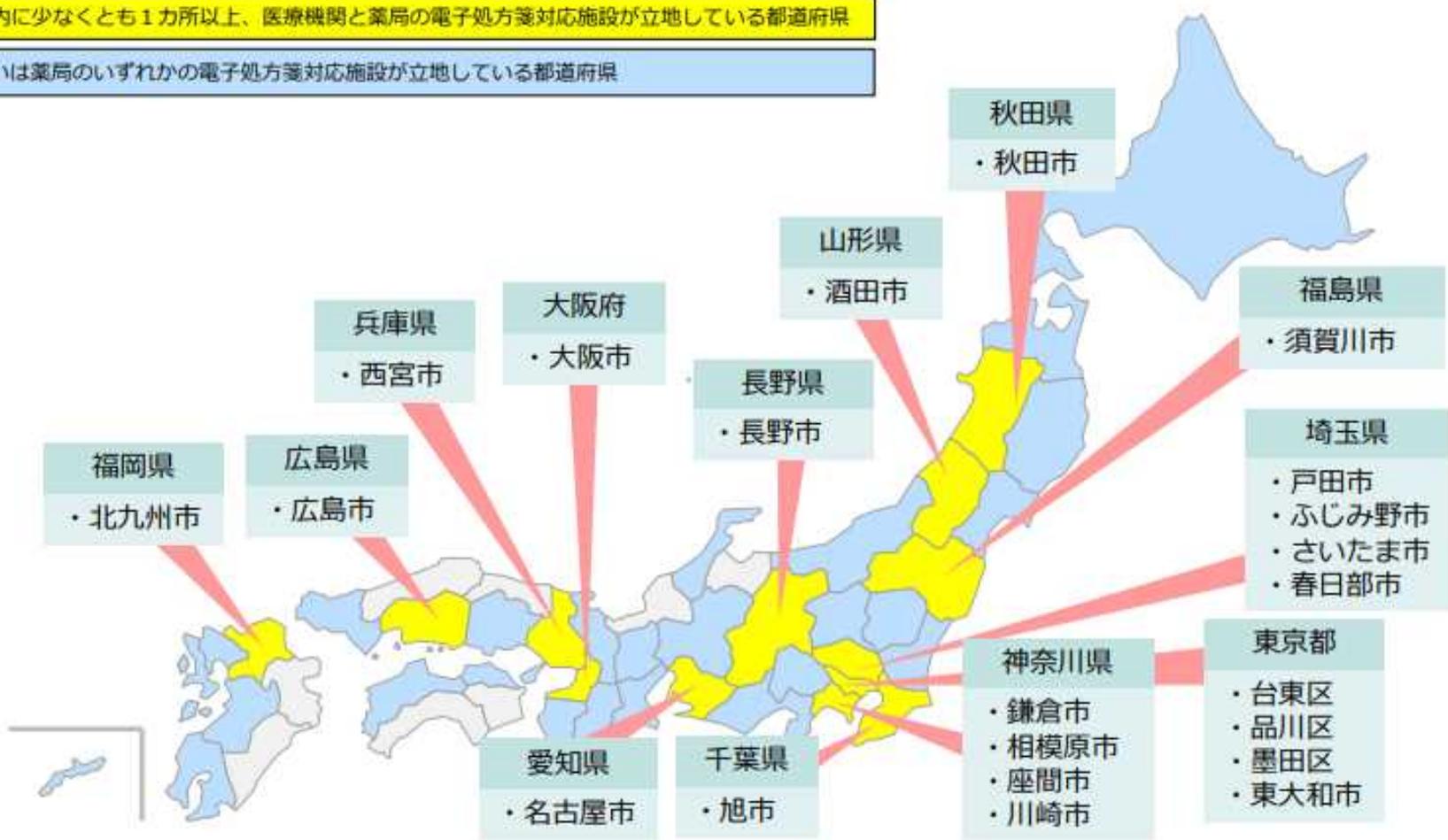
- 概ねすべての医療機関・薬局への導入を目指す

2023/2/27 第1回電子処方箋推進協議会 資料（抜粋）¹⁾

全国の対応状況

凡例

- 同一市区町村内に少なくとも1カ所以上、医療機関と薬局の電子処方箋対応施設が立地している都道府県
- 医療機関あるいは薬局のいずれかの電子処方箋対応施設が立地している都道府県



2023/2/27 第1回電子処方箋推進協議会 資料（抜粋）



医療機関と薬局のミスマッチ？

- 全薬局数は6万軒。すでに3.3万軒に対して、HPKI電子証明書が利用できるよう対応中。
- 一方、電子処方箋を発行可能な医療機関が登録されているにも関わらず、薬局が登録されていない地域もある。



医療機関と薬局のミスマッチ？

- 全薬局数は6万軒。すでに3.3万軒に対して、HPKI電子証明書が利用できるよう対応中。
- 一方、電子処方箋を発行可能な医療機関が登録されているにも関わらず、薬局が登録されていない地域もある。



- 医薬分業の初期の頃と同じく、地域の患者さんに不便をかけないために、地域の三師会等で、調整が必要なのではないか。

電子処方箋以外への利用促進-1



・診療報酬上での評価

電子紹介状を送る医療機関

- 検査・画像情報提供加算
 - ・ 退院する患者の場合200点
 - ・ 外来患者30点



要件を満たせば、IT加算
やIT評価料を算定できる。

IT加算は算定できる。
評価料の項目は無い。

IT加算の項目は無い。

電子紹介状を受け取る医療機関

- 電子的診療情報評価料
 - ・ 一律30点



電子紹介状を受け取る薬局 服薬情報提供書を送る薬局



医療機関は検査・画像情報提供加算を算定可能となったこともあり、やり取りに必要な「医師資格証」の発行が増加。さらに、電子紹介状を念頭に置いた「文書交換サービス」を(間接的に)日医がサービスイン。

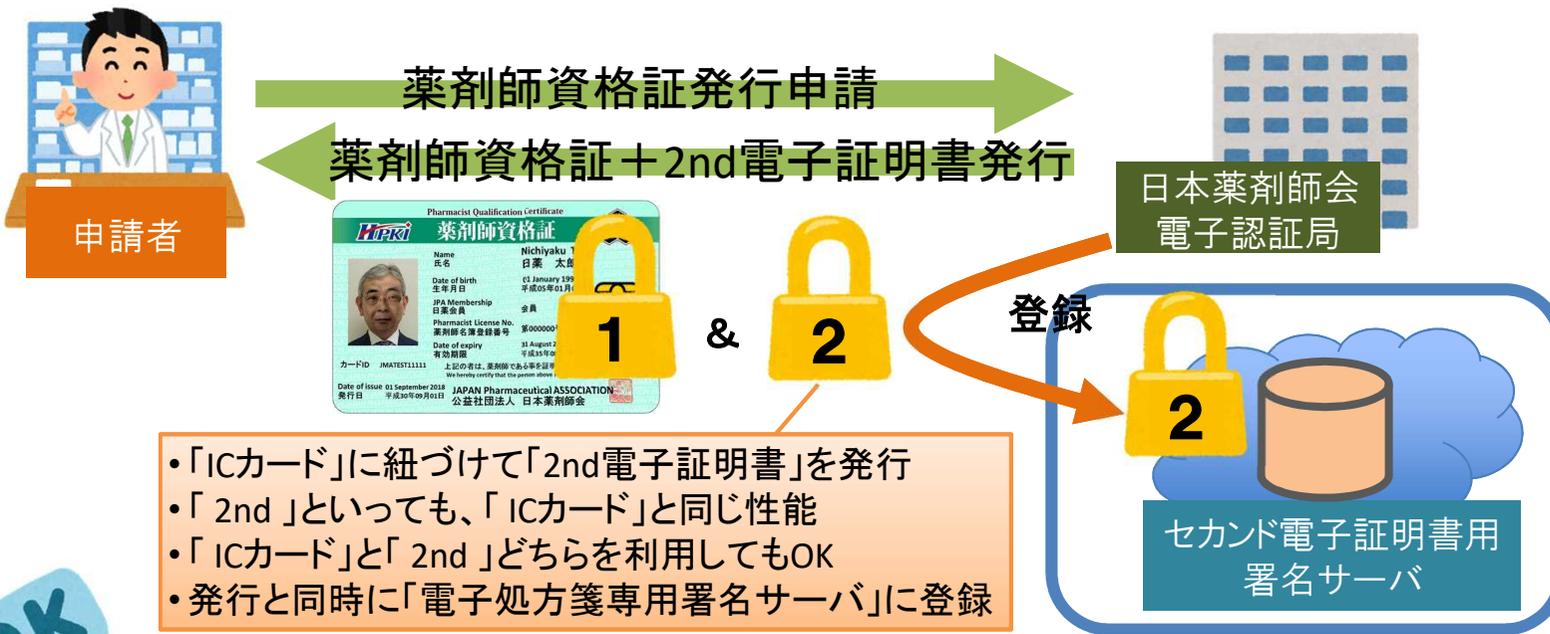
電子処方箋以外への利用促進-2

・セカンド電子証明書の活用

これまで



カード破損等を見据えた方策



- ・「ICカード」に紐づけて「2nd電子証明書」を発行
- ・「2nd」といっても、「ICカード」と同じ性能
- ・「ICカード」と「2nd」どちらを利用してもOK
- ・発行と同時に「電子処方箋専用署名サーバ」に登録

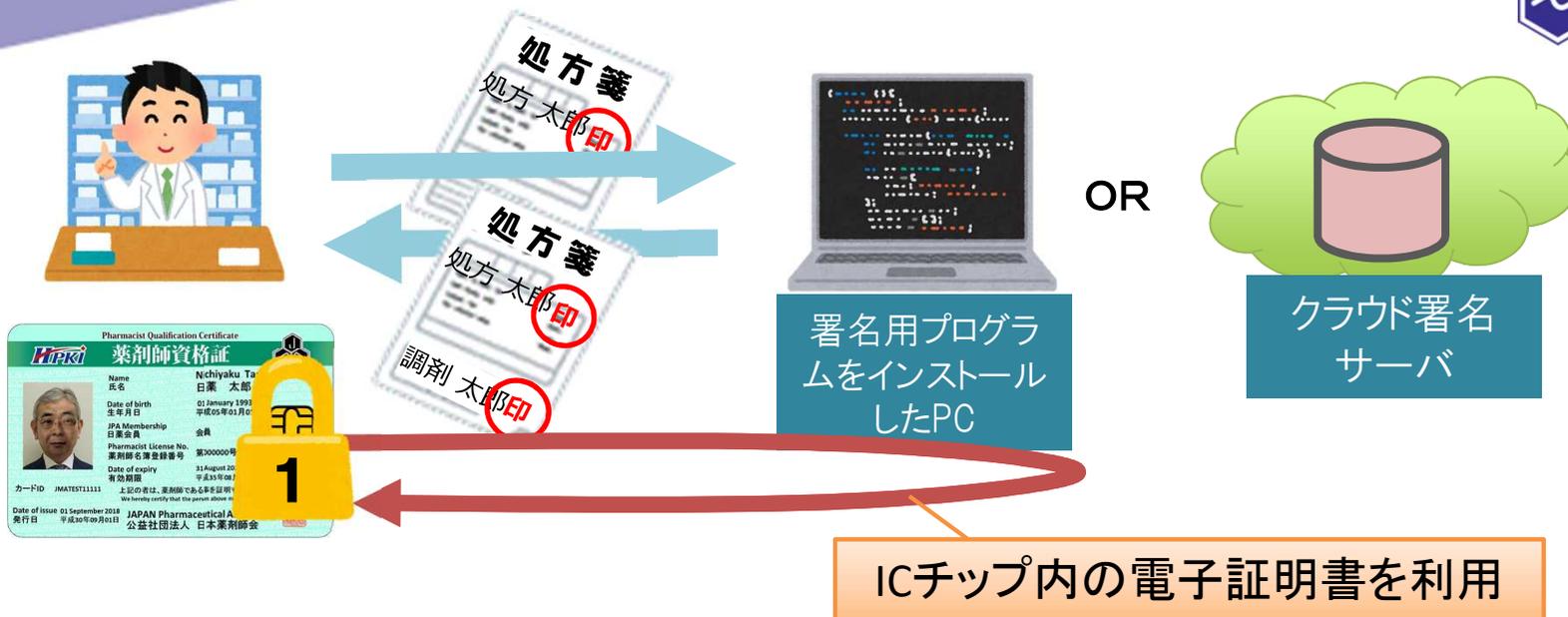
OK

ICカードが破損しても、「2nd」で運用可能

2つの電子証明書の利用方法（想定）



薬剤師資格証を利用



ICチップ内の電子証明書を利用

セカンド電子証明書を利用



サーバ内の電子証明書を利用

実質5ヶ月間で約3.3万の電子証明書を発行しました。電子処方箋の普及が進むまで、しばらくこの状態が続くと思います。

医療資格の電子的な確認の手段としてのHPKIは、これからも医療現場で必要とされる仕組みと考えています。

将来に向けて、着実な対応を重ねる予定です。